

一九七七年一月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

e-mail: shakatsushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポ幅々谷九〇四 電話03) 3377-4649

FAX(03) 3299-5367

振替 〇〇一〇〇一九一五八四三二 労金 中央労金本店 No1154163

購読料 月額700円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言

日本の政治はどうなる

滝野 忠……………2

自民は「国民政変」から独占資本の党へ

首切り自由、賃下げ自由

編集部……………3

―労働契約法について(三)―

要求基準示さず、「パート共闘」立ち上げ

……………5

―連合「〇六春闘基本構想」の特徴―

◇資料◇二〇〇六春季生活闘争の基本構想案(連合・要旨)

基本スタンスと具体的課題……………6

「国鉄」教育・憲法を考える(上)

……………7

壊れゆく高齢者・障がい者の介護・支援制度

滝野 嘉津子……………9

―自治体の激変緩和措置に期待!―

◇北から南から 国鉄闘争を闘う!◇

加藤弁護士東京地裁判決を斬る!二五〇名が怒・涙 大分連帯する会……………11

不当労働行為認定の判決を土台に「納得いく解決」を 十勝連帯する会……………12

増田先生をただちに教壇に戻せ! 東京都学校ユニオン……………13

―野蠻・違法な処分&隔離研修の撤回を!―

読者からのおたより……………14

旬刊 社会通信

NO. 950

二〇〇五年一月一日号

二〇〇五年一月一日発行
(毎月一日・二日・三日三回発行)

日本の政治は どうなる

自民は「国民政党」から独占資本の党へ

総選挙で小泉自民党が圧勝した。選挙後、自民党筋は「万全の準備の結果」と独裁者小泉を礼讃する。はたしてそうか。郵政法案採択前後のドタバタ劇からはとても想像できないことだ。小泉が九月二二日、「勝てるとは思わなかった」と、与党幹部に語ったと伝えられたことにも示される。

小泉は論理的に物事を考える能力はない。したがって、戦略を練り上げる人物ではまったくない。すべて行き当たりばったり、後は野となれ山となれの無手勝流である。小泉流独裁政治を可能とする背景に①なぜかわからない高い人気、②小選挙区制という政治・選挙制度、③構造改革―郵政改革全面支持の商業ジャーナリズム、④与党と野党の対抗軸のうすれがあった。

自民党宿念の課題は、農村・地方、議員後援会を中心とする支持基盤を、都市の「サラリーマン層」（中曽根元首相は、これを「グレイゾーン」と呼んだ）に移し変えることだった。地方切り捨ては中曽根第二臨調の国鉄分割民営化から始まった。さらには、農業自由化、大店法、大銀行への資金投入、ゼロ金利、等々である。「改革」という名の反動政治の路線は一九九〇年代半ば、橋本内閣でその骨格がすでにつくられた。小泉はその路線を走っているにすぎない。

郵政「改革」の本質は何か。小泉は郵政の巨大な資金を金融資本に払い下げる。郵便局はなくなる。地方を支持基盤とする自民党議員は、地方のさらなる荒廃を実感する。彼らは「地方は六本木ヒルズに居を構えるＩＴ長者と世界が違う」と主張する。自民党の「分裂」である。今回の郵政選挙は自民党内の権力闘争であった。小泉は自民党支持基盤を独占資本に求めたのに、反対派議員は「国民政党」たることを望んだ。

小選挙区制導入で①候補者選考権、②選挙資金分配権は党執行部の専権事項となった。旧来の派閥の存在感はなく、党の顔である総理・総裁の存在感がいやが上にも高まった。小泉の一挙手一投足にマスコミは注目する。面白い見出しづくりに工夫をつくす。

きわめつけは、権力闘争をローマ時代のコロッセウムで毎日のように行われたとされる剣闘士の闘いであるかのごとく演出したことである。だが小泉が送り出した「剣闘士」は「虚名人」ばかり。まるでメダカの学校である。メダカが多くの特権をもつ「国会議員」という「大魚」になった。彼ら、彼女らはこれから、ますます「虚名」を流すために腐心することになる。

今回選挙の注目点は、地方が都市にどんな態度を示すかだった。北海道では自民が減った！他地域では都市に支持を与えた。公共事業、地方交付税、義務教育費、住民の最低生活を維持・保証する公務労働は、地方にとってさらに充実が求められる政策だ。にもかかわらず、地方は小泉に自から首を差し出した。

日本政治はこれからどうなるか。小泉自民党は従来の「国民政党論」を排し、独占資本の党たることを明らかにした。天文学的財政赤字解消の方策は二つしかない。収入をふやすか、支出を減らすかだ。国の収入は税金だ、支出は社会保障、地方交付税だ。この二つがないまぜに国民に襲い来たる。野党民主党は小泉を「改革」を競い合うとする。国会で、

選挙は二つの保守党が労働者、勤労諸社会層、年金生活者からどう重い税を取り立てるか
の競争、談合の場となることのはつきりした。

両保守党の政策に違いはない。両保守党はどう面白く、国民をあきさせない出し物を演
出できるかの競い合いに腐心することになる。

現代はすさまじい産業構造の変化、生産力発展・技術革新とともに進行する反動、「反
革命」の時代である。労働者、国民の権利が「利権」「既得権」として奪い取られていく。
資本主義的生産様式の絶対的法則である「窮乏化作用」が全面的に進む。(滝野 忠)

首切り自由、賃下げ自由

—労働契約法について(三)—

「労働契約法」連載は今回で三回目となる(第九四七、九四九号参照)。これまでみた
ことで、労働契約法の反労働者性は明らかだ。労働契約法の問題点と指摘される残された
点、①雇用継続型契約変更制度、②試行雇用契約、③労働時間制見直しとして提起される
「ホワイトカラー・エグゼンプション」について簡単に指摘したい。

「雇用継続型契約変更制度」

「雇用継続型契約変更制度」だつて? 無味乾燥な漢字の羅列、あなたわかりますか。
字句どおりには、「雇用を継続しながら労働契約の内容を変更」する制度と読める。報告
書には「労働契約の変更が生じた場合、労働者が雇用を維持した上で労働契約の変更の合
理性を争うことを可能にするような制度」(三五頁)とある。具体的にはどうなるのか。

十月一六日、国労団結まつりに仲間とともに出店した。テントが一緒になったのが、建
設事務専門学校グループの仲間たち。彼らは「労働契約の『一方的』変更」に抗し労働組
合をつくった。パンフはその課題をナマナマしく描く。

不利益変更の実態(賃金が半減以下—なぜ?)

「賃金が一方的に半減以下とされた小池さん(五六歳)は一九八一年に建設実務専門学
校(現・東京日建工科専門学校)の教員として採用され、勤続二三年目を迎えています。
その間に一九九七年四月から二〇〇三年三月までグループ校である千葉日建工科専門学校
開校に伴い異動命令が出され、六年間千葉校に教員として勤務し二〇〇三年四月から東京
校に復帰しています。

小池さんの賃金は年功賃金体系のもとで二〇〇二年三月には四二万六四〇〇円でした
が、二〇〇二年四月には二九万円、二〇〇四年四月には一八万円と急激に切り下げられま
した。なぜでしょうか?

学校グループ事務局の見解は「年功賃金から能力給(成果主義賃金)に変えたから」
とされていますが、実際は事前の説明及び資料提示もなく、二〇〇二年四月詣前にいきなり
「雇用契約書」を突きつけてきました。小池さんが「こんなことは(成果主義への変更と
賃金額)納得できない」と回答するとグループ事務局課長から「いやなら辞めろ」と脅し
をかけられ、無理矢理押しつけられました。

その結果、納得できないが一方的に賃下げが行われる中で、小池さんはバブル時に購入
したマンションのローン返済が出来ず、売却しても借金だけ残る、更に家族関係も悪化す

るなど、賃下げによる影響が襲いかかってきました。」

小池さんは月額四二万六四〇〇円の賃金から、二九万円に、さらに一八万円へと約四〇％強にまで切り下げられた。小池さんたちは労働組合をつくり経営者に対抗している。「雇用継続型契約変更制度」は、企業と一労働者の個別契約の変更の場合を想定しているもので、小池さんに例をとれば、一八万円で働きながら、他方でその不当性を裁判で争うことを認めようというものである。はたして、これで雇用、労働者の人権が守れるか。

もし私が、「貴方との契約を変更します」と会社から言われた時、「わかった、当面その条件で働くが、でも承服できないので裁判に訴える」との行動がとれるだろうか。百％ちかく不可能であろう。

裁判に訴えれば、会社は「解雇」を強制する。裁判で「勝った」としても、会社は「解雇の金銭解決制度」（第九四九号）を利用して、「金を払って解雇」を強行する。ようするに、集団的労使関係にかかわる就業規則の変更は「労使委員会」で、個別契約の変更は「雇用継続型契約変更制度」で、そして逆らうやつは解雇して、たとえ敗訴しても「解雇の金銭解決制度」を使う。労働条件の切り下げを大胆かつ迅速におこなうための仕組みが二重、三重につくられているのが労働契約法の「階級性」である。

試行雇用契約

人事、採用は企業、人事部にとって生命がけの決断だ。二重、三重の審査と保証人、推せん人を経、採用決定となる。これまで企業は正社員、永年勤続を前提に新人を採用した採用された者は三ヶ月、あるいは六ヶ月の「試用期間」を経、採用されたが、「試用期間」あけに即解雇は困難だった。だから、採用は就職と同じだった。

「試行雇用契約」はこれにたいし採用の際、三ヶ月とか六ヶ月の「試用期間」ではなく「有期雇用」にするというものだ。派遣、パート、有期雇用労働者にすでに明らかだが、有期雇用であれば、期間あけに「雇止め」に解雇することは自由となる。この制度のルール化は、念には念を入れ採用した労働者を、「わが社が必要とした人材でなかった」と、ごみを捨てるように人間を扱うことができることになる。

ホワイトカラー・エグゼンプション

「労働時間制の見直し」Ⅱ「ホワイトカラー・エグゼンプション」は、一口にいえば裁量労働制の全面拡大である。ある一定の要件（職種・職務や賃金水準）を満たすホワイトカラー労働者については、法の適用を除外（エグゼプト）し、労働時間に関する規制（保護）をすべてなくすというものである。

連合は不払い残業廃止をワークルールの重要な柱とする。こうした性格とねらい・目的をもつホワイトカラー・エグゼンプションが導入されれば、ただ働きはふえる一方ということになる。企業は労働者個人、あるいは作業集団にノルマを課す。ノルマの実行度が評価され、賃金に反映される。それが成果・成績主義、いわゆる能力主義である。日本の労働者の権利意識はすでに見たように低下の一途なのだからこの制度が導入されれば、過労死、自殺、家庭崩壊はさらに加速するに違いない。

（編集部・つづく）

要求基準示さず、「パート共闘」立ち上げ

―連合「〇六春闘基本構想」の特徴―

四つの矛盾が連合に重苦しくのしかかっている。一つは、大企業労働組合と中小労働組合の矛盾。「春闘」で中小労組は要求基準設定を求め、大企業組合は賃金カーブ維持・個別賃金をおく。この矛盾は連合主流のJC（金属労協）にも内在する。自動車、電機、基幹労連（造船・鉄鋼）とJAM（金属）、全電線というようにである。連合は昨年「春闘」で、「中小共闘」で、彼らの要求基準をつくり、矛盾解消をはかった。

二つは、正規労働者と不安定雇用労働者の間の矛盾である。不安定労働者は労働諸法制改悪でふえつづけ、数年後には不安定雇用労働者が正規労働者を上回り、不安定雇用労働者が正規労働者を包囲する時代にいたる。賃金・労働条件は労働組合に彼らを組織しないかぎり、低下しつづける。

三つは、連合結成以来、連綿とつづく政治路線―安保・憲法―をめぐる問題である。連合は七月中執委で憲法九条改悪に舵を切った。過日の連合大会で会長選に立候補した鴨さんが一〇三票もの得票をした背景に旧総評系組合―自治労、日教組、私鉄等―が連合政治路線に反対を表明したことがある。

四つは、政党支持である。連合は①二大政党制、②政権交代可能な政治勢力形成を政治方針とし、民主党と支持・協力関係をもってきた。自民と民主に政策上の違いがないことは最初からわかっていたことだ。その矛盾が九月総選挙で一気に表に出た。民主党が公務員首切り、賃下げを政策に掲げた。公務労働組合は民主を支持することはできぬ。現場はとくにそうである。

連合の高木―小島新体制はこうしたなか、十月二一日の中執で「〇六春季生活闘争 基本構想」（案）を明らかにした。基本構想の特徴は―

① 連合全体で、マクロの生産性向上に見合った労働側への成果配分と可処分所得の引き上げをめざし、月例賃金を重視した『賃金改善』や政策制度課題などの取り組みの強化によって、労働組合の社会的な責任を果たす。

② 二極化の流れに歯止めをかけるために、組織化促進と均等待遇実現のための『パート共闘』を立ち上げ、『中小共闘』の更なる強化と情報の開示によって、未組織を含めた全雇用労働者に底上げの社会的メッセージを発信する。

③ 経営者団体等の主張との対抗軸を明確に示す

さらに、「足下の状況を踏まえると、マクロ的には労働側に一%以上の成果配分がなされるべき」とする。

「月例賃金を重視した『賃金改善』」、「一%以上の成果配分」の文々は、連合が要求基準を設定する方向にもどったかのように思われる。しかし、これはちがう。〇六春闘案は①積極的な「賃金改善」にとりくむ、②月例賃金引き上げを要求するというだけで、ベア、統一要求基準は示されることはなく、すべての組合が取り組む課題として、昨年と同様四項目の「ミニマム運動」―①「賃金カーブ維持分」を確保したうえで「賃金改善」に取り組み、②規模間や男女間等の格差是正、均等待遇の実現に向けた継続的な取り組み、③労働時間管理の協定化と長時間労働の削減に向けて取り組む―を示しているにすぎない。

今年の構想の特徴は、「パート共闘」を立ち上げることである。

◇資料◇二〇〇六春季生活闘争の基本構想案(連合・要旨)

基本スタンスと具体的課題

II、二〇〇六春季生活闘争の基本的な枠組み

二、二〇〇六春季生活闘争の基本スタンスと枠組み

デフレ経済から脱却し、労働を中心とする福祉型社会への展望を切り開くことがマクロの最大の課題である。二〇〇六春季生活闘争では、①所得増、②均等待遇、③増税阻止、④働き方の改善と不安の解消、などを大きな柱として労働者全体の生活向上をめざしていく。

政策制度と通年的な取り組み、時限共闘の課題を明確にするとともに、連合と産別の役割分担を踏まえ、相乗効果が発揮できる共闘の枠組みをつくる必要がある。

連合は、マクロの視点に立った基本的な考え方を社会的メッセージとして発信していく。具体的要求基準は、産別が責任をもって設定する。

(3) 賃金の相場形成・波及メカニズムの構築

①個別賃金の絶対水準を重視した相場形成と波及メカニズムの構築をめざしていく。

②その一つとして、すべての労働者が、最低限、単身で生活できる賃金水準を上回ることができるよう、連合リビングウエイジや最低賃金の運動を強化する。パートの賃金についても水準目標設定等を検討する。

③銘柄別の個別賃金水準の相場形成と波及は、段階的な取り組みが必要である。まず、各組合が自らの賃金実態を調査し、各種労働条件調査などを通じ、個別賃金水準のデータの情報開示を行う必要がある。定昇込み一人平均賃上げ方式による賃金改定であっても、自らの賃金の社会的位置を確認して要求・交渉を行うべきである。

III、具体的な課題
(1) 基本的な考え方

①賃金カーブ維持分を確保したうえで、ベースアップや時給引き上げ、賃金カーブの是正、低賃金層の底上げ等によって、積極的な「賃金改善」に取り組む。

②月例賃金の改善を最優先し、年間収入の維持・向上をめざす。

③産別は、産业内格差圧縮、産業間格差是正なども考慮し、具体的要求基準を設定する。

(2) 中小・地場組合の賃金改善(中小労働委員会協議)

①単組は、自らの賃金実態や賃金カーブの課題を把握し、社会水準や生計費等との比較、時系列での分析などを行い、その是正に取り組む。

②産別・地方連合会は、中小・地場共闘を通じてこうした取り組みを支援する。

③中小組合の要求目安
・格差是正のための水準目標値 三十五歳所定内賃金 ***、***円以上
・上げ幅の目安

(賃金カーブの算定が可能な組合)「賃金カーブの確保」とカーブ維持分の労使確認プラス格差是正(****円) (賃金カーブの算定が困難な組合) 賃金カーブの確保相当分****円
(目安) プラス****円 定昇込み ****円

(4) 賃金改善の参考目標値

▽三十五歳勤続十七年労働者 所定内賃金 三〇万九、〇〇〇円以上

年間収入 四九二万円以上 (一時金四カ月程度含む)

▽三十歳勤続十二年労働者 所定内賃金 二六万八〇〇〇円以上

年間収入 四二二万円以上 (一時金四カ月程度を含む)

※連合主要組合の実態値をベースにした暫定値であり、闘争方針(案)で二〇〇五調査値をベースに確定する。

四、パート労働者の待遇改善

(1) 均等待遇の実現と組織化の実現をめざす「パート共闘」を立ち上げる。

その際、共闘項目を含めた具体的な組織のあり方については、二〇〇五闘争での経過を参考に別途検討し、闘争方針(案)で明らかにする。

(2) 同じ職場で働くパート・有期契約・派遣・請負等労働者の待遇改善(休暇制度や一時金支給など)のために、単組は、未組織やパート等の全ての労働者を意識した交渉を進める。産別・連合は、最大限それを支援する。

- (3) 派遣や請負労働者を受け入れる場合、必ず労使協議を行い、法令遵守を徹底する。また、派遣・請負元・企業に違法行為などがある場合、CSRの観点から経営側に契約解除などの実行を求め。

「国鉄」・教育・憲法を考える（上）

自民党は十月二八日、憲法改悪草案を発表した。憲法改悪は自民党、保守政治勢力の宿願。自民党は結党時、「憲法の自主的改『正』」を党是とした。他方、憲法と一体の教育基本法「改正」も唱えた。教育基本法が改悪されてから憲法が改悪されるのではない。憲法があくまで基本にある。

つくる会の教科書、教育基本法、憲法について、体系的、連鎖的にみんなの力で反動政治を打ち破っていこうという十勝地区集会は全国の先頭を切る。この運動を全国に広めたい。

自民党と平和憲法

自民党、保守政治勢力は、なぜ憲法改悪を「党是」としたのか。彼らは国家とは何か、その本質を明確にはしない。「普通の国」「この国のかたち」と表現する。なぜ今の日本国憲法に反対したのか。

今連合労働運動の内部でも憲法問題で様々な論議が行われている。

UIゼンセン同盟（旧同盟系）が連合会長の笹森さんに「笹森さん、貴方は日本国憲法について平和憲法、平和憲法という言葉を頻繁にお使いになるようですが、連合は日本国憲法をいつから平和憲法というようになったのか」と。これに対し、笹森さんは「新聞などマスコミ、連合内部の中で憲法のことを平和憲法と使う習慣がある。私もそれを尊重して平和憲法と使う時がある。これからは注意して使う」。連合内部で始まった。そして提案されたのが七月に発表された「国の基本政策に関する提案」（本誌九四二号参照）です。なぜ自民党は、平和憲法を蛇蝎の如く忌み嫌うのか。国家、国家権力の規定がないということ。国家、国家権力最大の発動は自衛権に基づく軍隊。軍隊を持たない国家は従って国家ではない。軍隊を国家権力の象徴とする国家に対する忠誠心をつくり上げることが国家の第一。

憲法九条は交戦権禁止、戦力否定する。戦力否定は兵隊、兵器一切持たない。したがって軍に基づく自衛権は放棄する理論展開が、日本国憲法の最大の特徴である。

それを曖昧に誤魔化すために「普通の国」あるいは「この国のかたち」という言葉が頻繁に使われ、世論を誘導していく。そして戦後体制を本格的に見直し、「この国のかたち」、私流の言葉で「軍隊を国家権力最大の力とする」をつくらねばならない。一つめがこれ。

自民党が結成されて以来、あるいは日本国憲法ができてから、改憲は保守政治勢力の一貫した態度です。このことをしっかり押さえ合う。

二つめ。彼らは、なぜ平和憲法を蛇蝎の如く嫌うのか。「日本の歴史・伝統・文化が反映されていない」。

日本経団連という組織があります。今、奥田さんのトヨタは世界一の企業と喋っているでしょう、その会長さんが代表をやっている。経団連が五月二六日に総会を開き、彼は

こう言いました。「日本は世界に尊敬される国家でなければならぬ」。誰も尊敬されない。どのように尊敬されるのですか。後で申し上げますが、憲法九条を破棄して新しい憲法をつくって、その上にこう言いました。「日本の歴史・伝統・文化を考える場合、最も重要な事項は、かつて日本には武士道精神というものがありません。この武士道精神なるものが、これからの新しい国家像を考える上で、新しい価値観をつくり上げる上で極めて重要な事柄ではないでしょうか。従ってわが経団連にお集まりになっているリーダーは、ぜひ武士道精神についてお考え直しいただきたい」。

彼らが言いたいのは「愛国心」です。天皇への「忠誠心」です。天皇を中心とする国家統合です。そこには天皇を元首とすればいいの？という問題があります。日本が明治以降、天皇制について皇室典範という実につまらない法律をつくったことで、今、天皇制そのものが揺らいでいます。ようするに天皇の継承権を女子に認めるかどうかと。これ矛盾です。こんな馬鹿な法律つくるものですから今、自民党含めて保守勢力の皆さんは大騒ぎ。この議論に巻き込まれることを避けなければなりません。あとは、「和の政治」。かつて文部省が発行した『国体の本義』にも「和『まこと』」が出てきます。自民党の皆さんは「和」という言葉が好き。仲良くしましょうということですね、一般的には。誰と誰が仲良くするのですか？ 問題はそこなんです。

歴史は面白い。「和」の淵源は、どこだと思えますか？ 自民党の連中はどこから持ち出していると思えますか？ 皆さんご承知でしょう、聖徳太子がつくったと『日本書紀』に書かれている十七条の憲法です。第一条に「和をもって尊しとす」。そこまでは誰でもご存じです。その後何と書かれています？ その後に、「逆ふるな」と書いてあります。「わが大和朝廷に逆ふるな」と書いてあります。「わが大和朝廷に逆ふるなかれ」、それが「和」なんだ。こうなりますと彼らが言う「和」ははつきりしますね。おれたち権力者に国民は逆らうなかれ、ということを含めて「和」という言葉が使われる。

この三つが日本の歴史・伝統・文化の具体的な中身。昔も今も変わることはありません。憲法で誰が主人公と定められているか、国民ですね。これが、けしからん。権利ばかりでないか、義務の事項がないではないか。権利を減らしてしまえ、国民主権はけしからん、この三つですね。今も昔も変わらぬでしょう。

平和憲法と教育基本法

そして憲法と連動する教育基本法です。三つめの大きな柱になります。憲法と教育基本法は親子の関係です。東大の小森さん、今、全国駆け回っていますね、「九条の会」の事務局長として。十勝集会に一五〇〇人近く、ここの皆さんも参加されたんですよ、実に明快ですね。あの方のお話しを私も何度もお伺いしました。勉強されておられる。

憲法に三つの理念、理想がありますね。大きく言えば平和主義、基本的人権、国民主権です。教育基本法の冒頭に何と書かれているか。「われらは先に日本国憲法を確定し民主的で文化的な国家を建設して世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した」。次からですね。「この理想の実現は根本において教育の力に待つべきものである」、明確でしょう。まさに親と子の関係です。だから自民党を中心とする保守政治、それを愛好する人たちは、憲法と教育基本法改悪は一体である、というドラ声を取り上げられる。これをしっかりと押さえておいて下さい。そうすると流れが掴めるでしょう。

(つづく)

壊れゆく高齢者・障がい者の介護・支援制度

—自治体の激変緩和措置に期待!—

現代版の『障がい者殺し』の自立支援法 障がい者への福祉サービスの一元化や社会福祉の根本理念を否定する応益負担(利用料の定率負担)の導入などを盛り込んだ「障害者自立支援法案」が一〇月三一日午後の衆院本会議で自公両党の賛成多数で可決・成立した。

〇三年四月にスタートしたばかりの支援費制度は厚労省の見込み違いで初年度から「財源不足」。厚労省は「財政が行き詰まった」だけの理由で制度改悪を急いだのである。

連日の国会前行動に参加する一方、しばしばJR土浦駅前広場でチラシ配り活動をされていたSさんは、「日本の福祉制度は壊れた。尾辻がサービスを落とさないと言ったのが救い」、「そう、運動の成果だ。そう言わざるを得なかった」と怒りをあらわにした。日夜、駅点検・交通バリアフリーの活動をすすめているIさんは、「まさに現代版の『障害者殺し』の攻撃として、わたしたちに、突きつけてきた深刻な問題ですね」と問いかけた。

国会前には連日三百人超の障がい者が車いすや白杖を使って集まり、泊まり込みの日もあった。「慎重審議」を求め議員一人ひとりに要請する一方、日比谷や国会周辺で大きな集会を繰り広げ、全国津々浦々で地方集會がとりくまれた。これに呼応して国会審議はこれまでにない多くの障がい者問題が語られ、白熱した論戦が重ねられた。議論の中心は応益負担の問題で、上限の月々四万二百円を支払う一般は、厚労省試算によれば全体の五%としたのに対し、野党側は東京都の試算をもとに、約七割がそれに該当するとして強く反発した。これは特に障がい者の親兄弟からの独立ということが議論のポイントで、議論はすれ違いになることも多く、厚労省の「はじめに結論ありき」「財政削減ありき」の姿勢のみが突出していた。今、障がい者らの闘いは地方自治体にむけ動き出している。

サービス抑制と利用者負担が強まる介護保険 六月二二日に可決、これまた改悪された「介護保険法等の一部を改正する法律案」も同様な審議過程をたどった。政府の「見直しの視点」の本音は、「サービスの抑制と負担増」で、①制度の「持続可能性」をはかるため、「給付の効率化・重点化」、②「予防重視システム」への転換、③「社会保障の総合化」と称する制度全体の「効率的・効果的体系」の三つをかかげた。

具体的には①軽度要介護者へのサービスの制限・切り捨て、②施設入所者の居住費や食費の全額自己負担、③保険料を五〜六千円に引上げ、④老人健診や福祉事業まで介護保険に吸収、⑤地域密着型サービスで基盤整備を自治体に丸投げする等々。曲がりなりにも「介護の社会化」をめざし、やっとならぬと定着しつつある高齢者の生活を根こそぎ奪い取る。

千代田区・介護3施設利用者へ激変緩和措置 居住費・食費の自己負担化は、すでに一〇月一日から始まっており、厚労省の資料によると、入所者一人あたり、年間三四万七千円もの負担増となる。住民税課税世帯(現・保険料第三段階)の者にとっては自己負担する額に上限はなく、施設との契約でどうにでもきまる青天井ともなっている。「終(つひ)の棲家」でもない、リハビリ中心の「老健施設」や、医療ケアを受ける「介護療養型医療施設」までが居住費を負担しなければならぬ過酷なもので、要介護者と家族は否応なしに「介護の社会化」とは逆方向の潮流に押し返されていく。

父が入所している「老健」でも、個室から大部屋へ移る人、リハビリの必要がありなが

らも、支払い能力がないとして自宅に戻った人、支払い能力がないが自宅に戻っても介護力がないと施設と話し合いを続けている人等々さまざまで、施設内部は落ち着かない。父と私の相談相手のソーシャルワーカーTさんは、「安く入れる施設があればねえ」と涙ぐんでいた。これまで入所四ヶ月待ちだった「老健」に空きベットが目立ち始めているこの頃でもある。都内で開かれた集会で問題提起されたが、利用料の負担増が扶養者の所得段階で異なるため、「世帯分離」「偽装離婚」が増え、現代版「姥捨て山」も始まっている。

こうしたなかで、東京・千代田区は、「通所介護利用者への食費助成」「介護保険施設入所者への食費・居住費助成（利用者負担段階3〜4該当者、保険料の所得段階の第6段階を除く）」で、○五年九月三〇日以前から特別養護老人ホーム等の介護施設に入所者を対象に、今年度中月額一萬五〇〇円〜一萬九五〇〇円（二ヶ月三〇日の場合）の補助を始めた。

（<http://hokenfukusi.city.chiyoda.tokyo.jp/030/400300005.html>）。激変緩和は緊急の課題だ。

今回の「施設給付の見直し」を機に介護各社は、有料老人ホーム事業へ続々参入し始め、施設内の合理化も容赦ない。集中調理施設活用への切り替え、調理スタッフ減等が進められるなかで、居住環境や食事、介護サービスの内容がどうなるか現場の不安はつきない。

介護切り捨て「介護予防」にも激変緩和措置を期待 予防重視システムへの転換は、厚労省の財政対策（費用の削減）優先―軽度者（要支援・要介護1）には、ホームヘルパー等の利用を制限しようとするもので、居宅介護サービス利用者二四〇万人のうち五割強の一三〇万人余が影響を受ける。要介護認定後に「介護給付」「予防給付」のいずれかに選別されるが、「予防給付」とされた者は、決められた期間限定の「予防給付」とこれまで受けていた三分の二程度にカットされたサービスを受け、施設入所などはできなくなる。

肺機能が著しく減退し、少しの気候の変化でも肺炎を再発させてしまう「要介護度1」九一歳の父は、老健施設に入退所を繰り返しながら元気を取り戻してきたが、「新予防給付」除外条件（①脳卒中、心疾患、②悪性腫瘍、進行性疾患、③認知症、④精神神経疾患、⑤骨粗鬆症など）には該当しない。年齢による除外を設ける自治体もあるようだが、その内容・期間など詳細が各自治体で決まるのは、来年二月過ぎになるといふことだ。

国会でも大きな問題になった昨行われたモデル事業では、参加者集めに苦労したという。しかも、三ヶ月間は継続参加するよう求められたが中断者も多く、筋トレ・マシン利用では一割が脱落。筋力が改善は半数弱、悪化が三分の一で「逆効果」が目立った（※）。トレーニング終了後も筋力向上の効果が持続するか否か不明とも。スポーツ業界なども参入し、東京では「介護予防を進める高齢者の会（仮称）」が立ち上げられ、その趣意書（案）には「介護予防の推進は財政上の国家戦略」と。地域運動も活発化しているなか、不参加は「非国民」とされそうだが、老親を即参加させるには危険・不安が大きすぎる。

モデル事業の全国的な結果を丁寧に分析し、本人の意欲や体力に合わせ選択制をとって欲しいと心から願う。また、「予防給付」の該当者となり、生活援助型の訪問介護がうち切られた人が、なお、生活援助を必要とする場合の激変緩和措置も早急に実施して欲しい。

介護保険導入までの福祉制度は、国がその費用の半分を負担していた。今、国は四分の一しか負担していない上に、「介護保険まかせ、事業者まかせ」だ。国と自治体が責任をもつ福祉でなければ、お金のない高齢者・障がい者は無念な気持ちで死ぬしかない。（嘉）

※介護予防市町村モデル事業報告 <http://www.mhlw.go.jp/shingei/2005/04/s0419-7a4-1.html>

◇北から南から 国鉄闘争を闘う◇

加藤弁護士東京地裁判決を斬る！一五〇名が怒・涙

一〇月二一日、豊後大野市（大分）にて二五〇名の参加者の下、加藤晋介「鉄建公団訴訟」主任弁護士を招き「国鉄闘争…その真実と闘いの展望」と題した講演会が開催されました。加藤弁護士は、「九・一五判決」を様々な角度から分析した上で、次のような見解を述べました。

- ① 国家的不当労働行為を認めたのは、八七年四月の採用差別のみの最低レベルである。
- ② 不当労働行為は原状回復が原則であるにもかかわらず、連綿と続く差別を細切れ（五つに分けて）にして、ピンポイントでしか不当労働行為を認めなかった。
- ③ 判決は、国労本部や労働運動全体及び資本や権力の顔色をうかがった非常に政治的なものだ。

④ 国労本部の裏切り、「四党合意」に荷担した政党や労働団体の行為がなければ、最高裁を含め、違う展開になっていた。

⑤ 毅然と控訴審を闘い抜き、壊された闘いを立て直す突破口にしなければならぬ。加藤弁護士は、「どうせ門前払い」「自虐的裁判」等々、心ない者たちからの誹謗中傷を堪え忍び、毅然として審理を追求してきました。しかし、闘いのなかで様々に練り広げられたドラマ（人間模様）を語る時、加藤弁護士も聴衆も込み上げる想いを押さえることができませんでした。原告団以上の迫力で訴えてくれた加藤弁護士の存在がなければ、この裁判も闘争もさらなる困難を極めたことでしょう。

主催者の江藤匡一「連帯する会」代表世話人は、「この二〇年、労働運動が変質してきたツケ」が、いま形となって労働者を苦しめている」と、警鐘を鳴らしました。

また、原嶋大野センター副議長は、「この場に来ない人たちに聞かせたい。最後まで共に闘わねばならない」と決意を述べました。最後に、一人原告団の赤峰オルグが一九九年の想いと、闘いに対する決意を述べました。

法廷だけではなく、全国を飛び歩き国鉄闘争の意義を訴える加藤弁護士の熱い講演は、参加した人々の心に激しく響きました。

社会的弱者や差別と闘う人々や労働争議に対して、常に権力や資本の立場を擁護する所…!! いわゆる「反動判決の巢窟」とまで呼ばれる「東京高裁」…鉄建公団訴訟は、その悪名高い東京高裁に舞台を移し、争われることになりました。

被告の鉄建公団（鉄道運輸機構）はもとより「民営化路線に一点の曇りも許さない」という小泉政権にとっても「九・一五判決」は、許されない不当判決であったようです。

「郵政民営化」・「市場化テスト」・「教育基本法改悪」等によって、徹底的に公務員の職場と雇用を破壊しようとしている今日、国鉄解体は、「民営化の手本」であり続けなければならないのです。逆らった者は徹底的に排除する「小泉流」の政治！己の欲望のために平然と人間社会を犠牲にして「薄ら笑い」を浮かべるような者を、なぜ国民は選択したのでしょうか…

九・一一衆議院解散選挙で自民党は圧勝しました。あれだけ騒いだ「郵政民営化」は何だったのでしょうか… 反対した議員の情けなさもさることながら、「小泉泰三」・「小泉シスターズ」etc…お世辞にも「政治家」とは呼べない者たちが大量に生み出されま

した。それらが、社会や政治に関心など持ったことがないことは、その言動からも明らかです。この者たちが「憲法改正」論議の命運を握っていると考えただけでも、例えようない恐怖を覚えます。

一方で「民営化だ」「改革だ」と叫んでいるだけで騙される国民性……さらに権力と向き合う勢力（野党・労働組合）は総崩れ崩壊しています。悪化する生活実態から発生する不満のはげ口は、身近な所に求めるように巧妙に仕組まれています。弱者が「ねたみあう社会」が実に巧妙に作り出されています。

民営化路線に一石を投じた「九・一五判決」に対し、控訴審において小泉政権は、国家権力を総動員して徹底抗戦してやることは必至です。

原告団と共闘会議に結集する皆さんが、控訴審で勝利を勝ち取るためには、これまでに倍する闘いと決意が求められます。

「既に改憲に向けた世論は整った」と宣言する小泉政権の暴走を見過ごすことは、子どもたちの未来を閉ざすことになりかねません。分断された民意を再結集し、世の中と向き合う運動が求められています。その先頭に国鉄闘争を名実ともに担う原告団が立つときです。

（大分連帯する会）

不当労働行為認定の判決を土台に「納得いく解決」を

JR採用差別問題に関わる国鉄の不当労働行為を認定した「鉄建公団訴訟判決」（九・一五東京地裁）の十勝報告集会が十月七日、北海道帯広市内の寿御苑で開かれ、約一五〇名が参加した。

主催の平和運動フォーラム十勝ブロック協議会の斎藤克己議長は、「国家的不当労働行為を低額で和解させようとする政治的意図が強い判決だ。不当労働行為を認めたのに解雇有効と矛盾する判決に闘争団・原告団は控訴した。闘争団の納得できる解決を迎えるまで、地域から闘争態勢を強めよう」とあいさつした。

共催の斉藤道俊弁護士（JRに人権を！国鉄闘争を勝利させる十勝連帯する会・共同代表）は、「不当労働行為、組合差別が認められた意義は大きいですが、解雇有効は論理的にねじれている。和解的な判決だが、十八年間の慰謝料五〇〇万円はひどい金額だ。不当労働行為があつて採用・差別があつたという大前提があるのに闘争団員の苦しみが一年で二八万円弱、こんなことありえない。解決まで連帯する会への入会・継続など物心両面で支援しよう」と判決を批判し支援を訴えた。続いて、国鉄闘争に連帯する会・山下俊幸事務局長が、「判決と今後の展望」について講演した。

山下さんは、「不当労働行為の認定は現状回復が一般的。ところが国鉄改革法の再就職促進法など引つ張り出し、解雇は有効としたが非常に無理がある。採用差別を不当労働行為とした理由は、国労差別で、本人たちの資質でない、ある意味で名誉回復の五〇％は達成された。解雇が無効でも金銭解決が基本という労働契約法案の流れを先取りした判決だ。五〇〇万円は少なすぎるが第一次回答と受けとめよう。あつた責任をどう取らせるかが課題だ。支援者を掘り起こし、ともに勝利を分かちあおう」と支援を呼びかけた。

国労帯広闘争団の馬淵茂団長は「中労委で管理者が証言したことが裁判所でもくつがえすことはできず不当労働行為が認められた。何としても国（鉄道運輸機構）に責任を取ら

せたい」と決意表明した。
なお、平和運動フォーラムと十勝連帯する会は、引き続き、各地域・職場で報告会を行う。
(十勝連帯する会)

増田先生をただちに教壇に戻せ！

—野蛮・違法な処分&隔離研修の撤回を！—

新学期を二日後に控えた八月三〇日、九段中社会科教諭の増田都子さんは、戒告処分を受けた上、翌日には千代田区教委から九月一日から一六日までの研修を命じられ、その最終日には、目黒区の研修センターで来年三月三十一日まで研修するよう命じられました。

生徒たちに社会や歴史の真実を教えたいという増田先生の熱い想いは、都教委・区教委によってふみにじられました。処分はもちろん現場を離れての研修など、増田先生はもとより、校長ですら望んではいません。それなのに都・区教委は、現場の意向を全く無視して、強引に増田先生をこどもたちから引き離すという暴挙に出たのです。最も大きな犠牲を受けるのは、増田先生であり、増田先生と学ぶことを楽しみにしていた生徒たちです。

増田先生が「公務員としての職の信用を失墜させた」という都教委の処分理由には、どんな正当性もありません。都教委が処分理由にあげているのは、増田先生が紙上討論の授業で使用したプリント(ご自身が書いた「ノ・ムヒョン大統領への手紙」)に、都議会で古賀都議の発言や扶桑社の「新しい歴史教科書」を「歴史偽造主義」と批判したということだけです。都教委は、「侵略戦争がいつ、どこで行われたのか」という古賀都議の発言をこそ、「国際的な信用を失わせるもの」、「教育にきわめて有害なもの」、さらには「公務員の信用を失墜させるもの」として非難・告発し、その影響が学校現場に及ぶことを防がなくてはならないはずです。また、扶桑社の歴史教科書が歴史をゆがめるもの、こどもたちにまちがった歴史認識を植え付けるものとして、内外から大きな非難を浴びているのは、周知のことではないですか。

こどもたちに有害なのは、古賀都議や扶桑社のほうであって、それを批判した増田先生ではありません。それなのに都教委は、古賀都議や扶桑社とぐるみになって、増田先生の文章を「不適切な文言」ときめつけ、処分して辱めた上、教員にとって「命」ともいえるべき授業をする権利すらも奪ったのです。

今回の処分は、自民党、文科省、財界が一体で進める国家主義的な「教育改革」の重要な一環です。古賀都議、田代都議、土屋都議らは、野蛮で暴力的な石原都知事を支える、この攻撃の尖兵として、産経新聞と連動、少しでもこの動きに逆らうような教員に対しては、「偏向教育」、「反日教育」等々のデマを浴びせ、処分や職場から排除するために、血眼になっているのです。

増田さんへの攻撃は、「教育への不当な支配」の排除をうたう教育基本法第十条をふみにじる野蛮・違法な処分です。このような処分や研修がまかり通るなら、現場の教員たちは、ますます萎縮し、合理的な判断力も創造性もないロボット、物言わぬ羊と化し、学校現場の荒廃は、ますます深まっていかなざるをえません。

私たちは、都教委が自らが犯した誤りを反省し、謝罪し、ただちに処分、隔離研修を撤回し、増田先生をただちに、九段中の教壇にもどすよう求めるものです。

(全労協・東京都学校ユニオン)

◇ 読者からのおたより ◇

さらによく住所変更しました。引き続きよろしくお願い申し上げます。

(東京・N)

編集部より ごぶさたしています。一度、調布・狛江時代の同窓会やりたい。

プチ・カンパ 一年分。額は恥ずかしいけど、プチ・カンパです。あー恥ずかしい。(千葉・Y)

編集部より Yさんのようなご支援を得て三〇年やってこれました。嬉しいですね。当面はなんとしても一千号達成したい。あと一年半かかりますけれど、よろしく。

ほんまそれでえいの 今回の選挙結果で不思議なのが、反対していた議員さん達が選挙後「私は××党員だから、〇〇さんに投票した」といつてる事です。それなら最初から反対しなきゃいいのと思うのは私だけでしょうか？ 支持してくれた人達怒んないの？ 普通怒るでしょ！。郵便局は民営化になるわ、憲法は改憲されるわ、障害者の負担は増えるわ、ですやん。戦争がどっかで起こったら自衛隊(自衛軍?)が派遣されてしまうのね。 そんな時は国会でまたいーはんのかな? 「戦闘地域か非戦闘地域は私にはわかりません」て。ほんまにそれでえいの? (たけ)

沖繩へ 沖繩へ、平和と人権の交流学習会をおこないます。メイン(主に沖繩北部)で①辺野古へリポート基地予定地(座り込みと交流)②伊江島、反戦平和資料館(又チドウタカラの家)③沖繩愛楽園(国立ハンセン病療養所)。さらに余裕があれば、普天間米軍基地・佐喜間美術館・嘉手納米軍基地なども見学したい。(奈良県労働者交流協議会)

「原爆と人間展 in 土浦」 八月五日に始まった「原爆と人間展 in 土浦」(茨城県被爆者協議会が主催、憲法九条土浦の会は共催)は五日間に二三〇〇人が来場しました。核兵器廃絶を求める署名は四〇〇筆、九条守ろうの署名は三五〇筆寄せられました。

著名人九氏が「九条の会」アピールを発表して一年がたち七月三十一日、有明コロシアムに九五〇〇人が参加して講演会が行われました。その後、「九条の会」事務局は今後の行動について、①アピールに賛同する「会」を地域、学校、職場につくろう、②全国的な交流会を開催しよう、③大小無数の学習会を開催しよう、④一人ひとりが、ポスター、ワッペン、署名、意見広告、政治家やマスコミへのハガキ運動など、九条改悪に反対する意志をさまざまな形で表明しよう!という行動提起をしました。(茨城・M)

社会変革忘れず 先月一六日(日)雨の中の団結まつり、お疲れさまでした。大部時が経過したのですが、九月に開催した私の所属する労組の全国大会関係資料と一〇日に開催した支部大会関係の資料を送ります。指摘、批判、意見批評等を寄せて下さると幸いです。流されないように頑張っているつもりですが、振り返ると、かなり流されている毎日です。でも自己変革と社会変革を忘れずに努力していきます。(東京・C)

編集部より 資料ありがとうございます。組合役員に立候補された方、みんな若いんですね。三十代でいらっしやる。執行委員会まで組合運営のことばかりでなく、なにか勉強会などされていらっしやるか。

許せない! 十月十二日に県人事委員会勧告が出されたが、めちゃくちゃ腹が立つ。われわれが反対していた「給与構造見直し、地域手当導入を勧告」したが、その理由は「国準拠」である。これまで人事委員会は国だけではなく、他の都道府県や生計費、県内の民間賃金等を総合的に勘案して勧告してきた。今回は、その基本的立場を捨てて国追随の姿勢を示したことは、第三者機関として許せない。(兵庫・H)

編集部より 公務員の首を切ったり生活条件を悪化させることが当たり前のような雰囲気がつくられてしまいました。北海道はメチャクチャ、ふんばって!

財政問題 衆院選挙直後の九月十三日、第三回定例道議会が召集。今議会でも焦点となっているのが、道の財政問題。収入源の一つである国からの交付金削減、五兆円の借金返還金の増加等、今後二年間で一八〇〇億円の収支不足が予想されるからです。道は、国の管理下で財政再建団体への転落をさけるためとして、①行政改革大綱を策定し、民間委託、出先機関の見直し、病院の統廃合、②財政立て直しプランを見直し、公共事業費・補助金の歳出削減、③職員給与カット、定数削減そして道税未納者への徴収強化で収支不足を補う方針。いよいよ正念場である。「道民の生命とくらし」「産業と経済」等で、行政が果たすべき役割と分権型社会のあり方が問われる。(北海道・I) 編集部より 赤字を「前提」にするのでなく、赤字は「誰が使ったの、それで得た者はだれ」から始めたい。それにしても北海道の「合理化」はひどい!六千人減らし、賃金二〇%カット。